

大和税務署からのお知らせ

■所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付け

確定申告書の作成会場を次のとおり開設します。確定申告により令和5年分の所得税および復興特別所得税(以下、所得税等)を納める必要がある人の申告および納付の期限は、3月15日(金)です。お早めの準備をお願いします。

受付日時▼2月16日(金)～3月15日(金)午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで、相談は午前9時から。土・日曜日、祝日を除く)(2月25日は開場)

ところ▼大和税務署(中央5-14-22)。※令和5年分の所得税等の還付を受けることができる人の確定申告書はすでに受け付けています。還付申告は、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます(年末調整済みの給与所得のみの人で、医療費控除や寄附金控除で還付を受ける人などが該当)。

「入場整理券が必要です」

入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINEで事前に入手できます(国税庁公式LINEアカウントを「友だち追加」する手続きが必要です)。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

■確定申告は自宅からスマホで申告

マイナンバーカードまたはe-Tax^{インターネット}用のID・パスワードを取得している人は、税務署に向くことなく、スマートフォンで簡単に申告ができます。マイナンバーカードを利用して事前準備をし、マイナポータルと連携することで各種証明書などのデータを一括取得して、確定申告書に自動入力できます。詳しくはe-Taxのホームページをごらんください。

なお、スマホを持っていない人も、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、パソコンから入力することでe-Taxによる提出ができます。



確定申告書等作成コーナー

■確定申告の無料申告相談

税理士による無料申告相談を次のとおり開催します。

受付日時▼2月9日(金)・13日(火)・14日(水)いずれも午前8時30分～正午、午後1時～3時30分

ところ

市役所会議室棟
対象▼年金受給者、給与所得者、小規模納税者の所得税等・個人消費税。

「入場整理券が必要です」

入場整理券は、当日会場で配付するほか、オンラインによる事前申し込み

でも入手できます。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

※譲渡所得(不動産、株式等)、住宅ローン控除の1年目などの内容が複雑で時間を要する申告、贈与税の申告は受け付けできません。

※確定申告書などを作成するために必要な資料、前年分の申告書の控えのほか、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなどをお持ちください。

※オンラインによる事前申し込みは1月10日(水)から開始します。詳しくは事前申し込みサイトをごらんください。



事前申し込み

■公的年金受給者の申告

公的年金等(外国年金などは別)の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金収入から所得税が差し引かれている人などが所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税等の確定申告が必要ない場合も、市・県民税の申告が必要と

なる場合があります。市・県民税の申告については、市役所市民税課(260)5232へご相談ください。

■医療費控除の明細書について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に必ず添付してください(領収書の添付は不要です)。同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります(税務署や市から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

■ふるさと納税ワンストップ特例申請の注意点

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請した人も、医療費控除などのために確定申告をする場合は、すべてのふるさと納税の内容の記載が必要です。ご注意ください。

大和税務署 ☎(262)9411
(代)